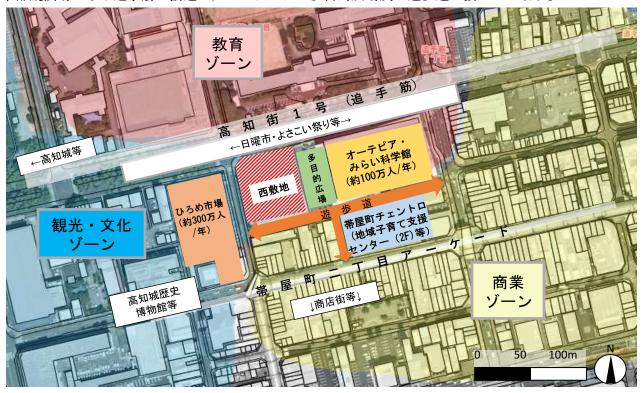
■ 別添資料1 位置図



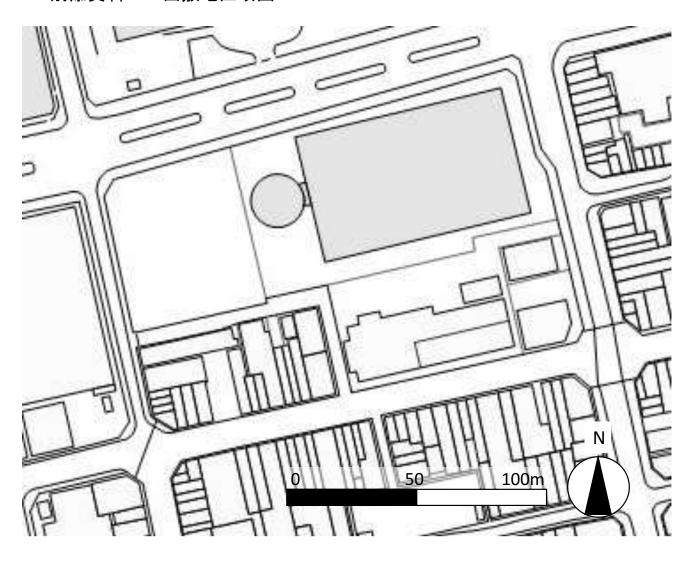
■ 別添資料2 西敷地の概要

北側周辺に高知追手前高等学校や土佐女子中学・高等学校などの教育施設が、西側周辺には高知城や高知城歴史博物館、ひろめ市場などの観光・文化施設があり、南側には中心商店街が東西に広がるなど、観光・文化、商業、教育ゾーンが交差結節する位置にあります。また、日曜市やよさこい祭り本部競演場となる追手筋に接道し、オーテピアの多目的広場及び遊歩道に接しています。



所在地	高知市追手筋二丁目9番6,9番7									
敷地面積	敷地面積 2,564.06 m² (実測面積)									
	貸付面積 2,551.56 m² (予定※)									
	注)※:貸付料算定に当たっては,敷地面積からセンダイヤザクラ管理地(12.5 ㎡)を除く貸付面積									
	を使用する。									
都市計画	用 途 地 域:商業地	也域								
等による	容 積 率:500%									
制限	建 ペ い 率:80%(街区の角にある敷地のため 10%加算有)								
	その他地域地区:準防火地域									
	周 辺 道 路:市道(建築基準法第42条第1項道路)高知街1号線									
	市道(建築基準法第 42 条第 1 項道路)高知街 22 号線									
	日曜市	「及びよさこい祭りの開催時には通行制限がある(別添資料4 周辺道路の								
	通行規	l制 参照)。ただし,日曜市開催時については,協議により一部通行可能と								
	なる場	合がある(北西角地部分に限る)。								
	日 影 規 制:西敷地	北側の高知県立高知追手前高等学校の敷地が第一種住居地域にあるため,								
	建築基	準法第 56 条の 2 に規定する日影による中高層建築物の高さの制限がある。								
	道 路 斜 線:西側	適応距離 25m,勾配 1.5								

■ 別添資料3 西敷地区域図



■ 別添資料4 周辺道路の通行規制

①平常時



・22 号線の通行規制

道路		0~4時 5時 6時 7時 8時 9時 10時 11時 12時 13時 14時 15時	16時 17時 18時	19時 20時 21時 22~24時
22号線	日曜日以外	車両通行可(※)	歩行者専用	車両通行可(※)

(※) 南から北へ一方通行

②日曜市開催時



高知街 1 号線は南側 2 車線が通行規制され、北側 2 車線が双方向通行となります。高知街 1 号線と 22 号線の通行規制の様子は次ページの写真を参照してください。

(※1)北西角の通行制限の緩和検討について …北西角地付近に限り一部通行可能となる場 合があります。

(※2) 高知街 22 号線(西側市道)の通行制限について、事業実施に当たり規制解除等が必要な場合は、事業実施者の責任により関係機関(所管警察署、道路管理者等)と協議を行うこと

・1 号線および 22 号線の通行規制

道路種別	時期	0~4時 5	時 6時	7時 8時	9時 10時	11時 12時	13時 14時	15時 16時	17時 18時	持 19時 20時 21時	22~24時
1号線	4-9月	車両通行可 5:0 <mark>0</mark> (※3)		車両通	[行可だが]	車線規制あ	IJ (※4)		18:00	車両通行 (※3)	可
	10月-3月	車両通行可 5: (※3)	30	車両通行	う可だが車	線規制あり	(※4)	17	7:00	車両通行可 (※3)	
22号線	-	車両通行可 (※5)	6:00			步行者専	用			1 9:00 車両通 (※ 5	

(※3) 片側2車線双方向 (※4) 北側2車線:車両通行可、南側2車線:歩行者専用 (※5) 平常時どおり

・高知街1号線の通行規制の様子

・高知街 22 号線の通行規制の様子





③よさこい祭り開催時(規制期間等変更の場合あり)



・1 号線および 22 号線の通行規制

	0~11時	12時	13時 14時	15時 16時	17時 181	時 19時	20時 21時	22~24	時
開催時 (※1)	車両通行可(※:	12: <mark>45</mark> 2)		歩行	者専用		22	:00 車両通行可	(※2)

(※1) 例年本番が8月10日・11日に、全国大会が8月12日に開催される。

(※2) 平常時通り

2) 家族機能を有する施設 必須機能

- ・原則、1階又は2階の低層階※に250㎡以上整備
 - ※:本機能で望む効果が期待できる場合は、 中・高層階でも可

[整備例]

- ・仕事体験等の各種イベントを企画・実施する拠点
- ・体を動かす屋内遊び場
- ・学びを発表する場等として活用できる多目的スペース

3-a) 観光客機能を有する施設 | 期待機能

[整備例]

・地場産品を取り扱う物産店

3-b) 日曜市・よさこい機能を有する施設 期待機能 [整備例]

- ・日曜市と連動したイベントが開催できる施設
- よさこい祭りをPRする施設

3-c)B・C評価機能を具現化する施設 任意機能

4) 収益施設: 任意機能

- 一般的な物販、飲食、宿泊サービス施設等の商業 施設及び事務所 ※ただし、共同住宅は不可
- ※3)及び4)については、施設の性質上やむを 得ない場合は、 低層階への整備も可

5) A評価機能で期待する効果が見込まれるイベントや **期待機能** 企画等の実施

[実施例]

- ・広場を活用したよさこい鳴子踊り体験イベント
- ・屋内施設でのこどものものづくりやお仕事体験のイベント
- ・周辺の観光・文化施設等の案内・紹介やイベント

1) 広場機能を有する施設 必須機能

- ・500㎡以上の屋外広場
- ·緑被面積50㎡以上 等

追手筋 ひろめ 市場 オーテピア オーテピア 多目的広場

センダイヤザクラ管理地

管理地区域12.5㎡は貸付面積に 含まず、本市による直接管理と する。

■中心市街地活性化への配慮等 必須機能

- 6) 周辺商店街への配慮及び 地元の各種団体と連携した取組の実施
- 7) 周辺環境及びオーテピアと一体となった 新たな地域の顔となる景観創出への配慮
 - ・オーテピアの建物高さ(38.5m)以下 等



